第３節　ひとり親家庭の自立支援の推進

＜現状と課題＞

○　令和４年の長野県のひとり親家庭数は、母子家庭が 21,348 世帯、父子家庭は 2,877 世帯となっています。

○　ひとり親家庭は、生計の担い手と子育てという２つの役割を１人で担うこととなるため、経済的な面でも、また養育・生活の面でも、不安定な状態におかれることが多くなります。このため、ひとり親家庭の母親の半数は帰宅時間が遅く、副業している人も一定数います。また、就業しているひとり親家庭の母親の約半数は非正規雇用です。

○　令和３年国民生活基礎調査によれば、母子世帯の稼働所得は平均 270.6 万円と、児童のいる世帯の平均 721.7 万円の 37%にとどまっており、より収入の高い就業を可能にするための支援が必要となっています。

○　また、親との離別・死別は子どもの精神面にも大きな影響を与えますが、就労や日々の生活に追われ、子育てや教育に十分な時間を取れないなど、ひとり親家庭は様々な問題に直面しており、子どもたちが健やかに成長できる環境づくりのため、生活面や子育ての支援、相談体制の充実など、総合的な支援を行っていく必要があります。

県内のひとり親家庭数の推移　　単位：世帯

	H26	H28	H30	R2	R4
母子家庭	23,813	23,577	23,155	22,328	21,348
父子家庭	3,335	3,148	3,253	2,879	2,877
計	27,148	26,725	26,408	25,207	24,225
全世帯に占める ひとり親家庭の割合	3.3%	3.2%	3.2%	3.0%	2.9%

資料:こども・家庭課

ひとり親家庭の就業状況　　単位：％

世帯区分	就業率	就業者に占める割合		
		正規	非正規	その他
母子世帯	86.3	48.8	42.4	8.9
父子世帯	88.1	69.9	6.4	23.8

資料:令和3年度　全国ひとり親世帯等調査

〈施策の方向性〉

○　福祉事務所に母子・父子自立支援員を配置し、ひとり親家庭や寡婦の生活全般に関する相談に対応するとともに、様々な経済的な支援制度、養育費の確保等に関する情報の提供や、自立に向けた助言等を行います。

○　ひとり親家庭の子育てを支援するため、市町村と協力して、延長保育や休日保育、一時預かり等の保育サービスがより多くの施設で利用できるよう支援します。また、病児・病後児保育についても、その地域の実情に応じた取組が広がり、より身近な場所で子どもを預けられるよう支援するなど、ひとり親家庭の保育ニーズに対応する事業の充実を図ります。

○　放課後児童クラブの活動や、児童館・児童センターの整備を支援し、放課後や休日等におけるひとり親家庭の子どもの安全・安心な居場所づくりを推進します。

○　福祉事務所に就業支援員を配置し、ひとり親家庭や寡婦の就労に関する相談への対応や無料職業紹介等を実施します。また、出来る限り多くの登録者が就業できるよう、ひとり親に適した求人の開拓と、登録者の事情を踏まえた適切なマッチングを行います。

○　ひとり親家庭が、子育ての時間を確保しつつ、より高い収入を得られるよう、ひとり親の看護師、介護福祉士等の資格の取得や、就労に必要な知識・技能の習得、高卒資格を得るための学び直し等に対する支援を行います。

○　ひとり親家庭の経済的な自立を通じて子どもたちの福祉の増進を図るため、適正な児童扶養手当の給付に努めるとともに、子どもたちの修学や入学の支度、親の就業や技能の習得、その他様々な生活に要する資金について、母子・父子・寡婦福祉資金の貸付けを行います。

○　離婚後の共同親権については、制度が円滑に運用されるよう国と連携しながら必要な取組を検討します。

○　このほか、医療費の自己負担額に対する助成や、県営水道の料金の軽減、県営住宅における優先入居などにより、ひとり親家庭の経済的負担の軽減を図るとともに、ひとり親家庭の子どもに対する学習支援等を実施し、子どもたちの健やかな成長と自立を支援します。